

令和4年3月18日

太田市立中学校・義務教育学校 保護者 様

太田市教育委員会  
教育長 恩田 由之

新型コロナウイルス感染症に係る太田市立中学校・義務教育学校における  
3月22日以降の部活動の対応について(通知)

日頃より、太田市教育委員会の諸事業、各学校の取組にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、群馬県のまん延防止等重点措置が、3月21日(月)をもちまして解除となり、その後は「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度が「2」となります。

太田市では、これまで中学校・義務教育学校の部活動を校内での練習のみとし、顧問立ち会いの下、感染リスクの低い活動から段階的に実施してまいりました。

今回のまん延防止等重点措置の解除を受け、市教育委員会では、本市の現在の感染状況、県立学校の部活動の対応方針、生徒の心身の健全育成、市春季大会の準備等の様々な観点を踏まえた上で、今後の部活動の対応について、市中学校長会、市中体連事務局と協議を行いました。

つきましては、3月22日(火)以降の本市中学校・義務教育学校の部活動については、下記のとおりといたします。引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 3月22日(火)からの部活動について
  - ・平日、土日、祝日の活動を可とします。
  - ・合同チームの練習は可とします。
  - ・対外試合や合同練習は感染防止対策を講じた上で、県内のみ可とします。
- 2 活動時間について
  - ・平日2時間以内、休日3時間以内の活動を原則とします。
- 3 活動内容について
  - ・文部科学省や県及び競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ部活動の特性に応じた感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を実施します。
  - ・気温の上昇に伴い、熱中症対策にも、十分配慮します。
  - ・部活動前後での集団での飲食や会話、部室等の共有エリアの一斉利用を避けるなど、部活動に付随する場面での対策を行います。
- 4 その他
  - ・部活動への参加については、生徒及び保護者の判断とします。
  - ・ご家庭における検温や健康観察の徹底を図り、生徒またはご家族に風邪症状がある場合は、生徒の登校・部活動参加を控えていただくようご協力ください。
  - ・各学校において、学校事情や部活動の特性・内容により、活動に制限を設けることがあります。
  - ・活動に際しては、換気や共用部分の消毒等、感染防止対策を徹底します。